

平成 30 年 6 月 19 日

琉球大学医学部附属病院 治験取扱規則（標準業務手順書） 変更点一覧

	変更前	変更後	変更理由
表紙	改訂日：平成 30 年 3 月 20 日	改訂日：平成 30 年 6 月 19 日	版改訂
第 18 条	治験分担医師は、本院に所属する常勤医師（医員以上）とする。	治験分担医師は、本院又は大学院医学研究科に所属する常勤医師及びフルタイム職員として本院で診療に従事する非常勤医師（ただし、医員（研修医）は除く。）とする。	記載整備